

飯塚市 への移住をお考えの皆さまへ

移住支援金 をぜひ、ご活用下さい。

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)

大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)

または上記以外の福岡県外 から

飯塚市へ
移住
された方

2人以上の世帯には 100万円

単身者には 60万円 を交付します。

18歳未満の子ども1人あたり 100万円加算あり

【お問い合わせ先】

飯塚市役所 総合政策課

TEL : 0948-96-8246 (直通) FAX : 0948-22-5754

Mail : sougou@city.iizuka.lg.jp

※対象には条件がございます。(裏面参照)



移住支援金の対象者について

主な居住期間の要件	主な就業等の要件
<p>(A)～(C)のすべてに該当し、申請日から5年以上、継続して飯塚市に居住する意思を有する方</p> <p>(A)住民票を移す直前 10 年間のうち通算5年以上、県外に在住していた方</p> <p>(B)住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していた方</p> <p>(C)移住支援金申請時に、飯塚市に住民票を移して1年以内である方</p> <p>◎右の欄「主な就業等の要件」に対応する移住元について</p> <p>★東京圏・名古屋圏・大阪圏からの移住 → (1)～(7)</p> <p>★上記の三大都市圏以外の県外からの移住 → (3)、(4)、(5)、(6)-2</p> <p>★東京圏からの移住 → (8)</p>	<p>(1)～(8)のいずれかに該当し、申請日から5年以上、継続して就業する意思を有する方 (個別で要件あり)</p> <p>(1)福岡県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人により新規就業した方</p> <p>(2)プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方</p> <p>(3)人材確保困難職種※で、特定の就職支援サイトや人材紹介所を通じて福岡県内の事業所等に就職した方 (※農林漁業職、保健師、助産師、看護師、準看護師、保育士、介護職)</p> <p>(4)人材確保支援策を活用し、自営での農林漁業に就業した方</p> <p>(5)人材育成事業の活用により就業した方</p> <p>(6)本人の意思で移住し、テレワーク勤務を行う方</p> <p>(6)-2 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業に参加した方</p> <p>(7)福岡県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方</p> <p>以下は東京圏からの移住者のみが対象です。</p> <p>(8)関係人口 次の①もしくは②に該当し、かつ③に該当する方</p> <p>① 過去に飯塚市に1年以上居住し、かつ市に住民登録されていた方</p> <p>② 過去に市内に所在する九州工業大学、近畿大学及び近畿大学九州短期大学のいずれかに在学していた方</p> <p>③ 転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、県内の事業所への就職または市内での起業により就業した方。</p>

※その他、移住に関する情報は「飯塚移住計画」をチェック!
<https://iizuka-iju.jp/>

